平成２２年（フ）第１０６号
長野県岡谷市中央町１丁目９番12号
債務者　久保田高正
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢﨑　正彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第２５１号
富山市水橋中村509番地83号、住民票上の住所富山市上冨居２丁目１番３号
債務者　早川亜紀子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大坪　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４号
大分県杵築市山香町大字内河野2720番地１
債務者　岩尾　文代
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深田　茂人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第２４４号
長野県木曽郡木曽町新開7077番地
債務者　原　　昭
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙野尾三穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
長野地方裁判所松本支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３６８号
愛知県江南市慈光堂町北165番地
債務者　髙木　章子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４９４号
愛知県知立市宝町塩掻51番地１　中央マンション知立401号
債務者　藤田　光恵
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４２８号
函館市北美原２丁目９番11号
債務者　中村　　学
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４２９号
函館市北美原２丁目９番11号
債務者　中村　　愛
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４３１号
函館市湯川町１丁目25番16号
債務者　山本　幸子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第６４号
岩手県久慈市川崎町16番11号　グリーンコーポかわさき荘Ｂ号
債務者　中田あつ子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第１１７号
岩手県一関市赤荻字鬼吉57番地12
債務者　黒澤　祐子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第２１２号
群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸1298番地の１、外国人登録原票上の住所群馬県太田市細谷町211番地10　サン・コーポラスおおた細谷１―408号
債務者　上村アウグストこと　ウエムラ　ゼガラ　アウグスト　ニカノル
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１３６号
岐阜県大垣市室本町５丁目16番地　シャトレーヌ北島３Ａ
債務者　宮前　大助
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第６４号
和歌山県田辺市秋津町190番地の２
債務者　小山　隆志
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第６５号
和歌山県田辺市秋津町190番地の２
債務者　小山　里美
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第３００号
埼玉県朝霞市宮戸２丁目４番53号　コーポラス宮戸２―Ａ
債務者　藤原　香織
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１７５号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字小久喜552番地10　フレンドハイツ201、旧住所埼玉県南埼玉郡白岡町大字篠津24番地５　和幸ハイツ204
債務者　佐藤　美朗
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係